

# ミルトンにおけるピューリタニズムと自由

— 寛容思想の形成にふれて —

井 上 昌 保

【要約】 マックス・ウェーバーによれば、ジョン・ミルトンはピューリタンの「変り種」としてピューリタニズムの枠から除外されている。一方、ミルトンは多くの論者によってヒューマニストの系列で理解されてもいる。これらの理解は、ミルトンが人間性を肯定し、理性を重視し、自由を主張してやまなかつたことによっている。本稿は、ミルトンの思想を、かれの宗教改革論文、『アレオパギティカ』、『寛容論』を中心に検討し、かれの思想的立場を明らかにせんとするものである。結論的に言えは、ミルトンにおいては、ピューリタニズムとルネサンス・ヒューマニズムは二律背反的なものとして考えられているというよりは、むしろ、ミルトンの神は超越的な存在としての神ではなく、人間的なものに内在化しつつそれを内から変革し、それゆえに人間を實踐につき動かす神であった。ここに、ウェーバーの理解するピューリタニズムとは別の、実践的ピューリタニズムをみることで、きると考えるものである。

史林 五〇巻五号 一九六七年九月

## 一、問題の所在

マックス・ウェーバーは、かの有名な『プロテスタントエイズムの倫理と資本主義の精神』のなかで、ミルトンに言及してつぎのように記している。「ミルトンは早くから二重の決定という形での子定説から抜け出しはじめており、

ついに老年にいたって全く自由なキリスト教的信仰に到達している。同時代のあらゆる束縛から解放されていたという点で、ミルトンはある意味でセバステイアン・フランクに比較することができる。ただミルトンが实际的で実行的な人物であつたのに、フランクは根本的に批判的な人物であつた。カルヴィニズムが後世に残した恒久的な遺産であ

る、あの世俗内的生活を神の意志にそうように合理化しようとする運動を広義でピューリタニズムとよぶならば、ミルトンはそうした広義における『ピューリタン』にすぎなかった。全く同様な意味でフランクをも『ピューリタン』とよべよべるだろう。両者とも言わば『変り種』であつて、その個々の点についてはわれわれの考察の外におかねばならないのである<sup>①</sup>。これは、ウエーバーがカルヴィニズムの救済予定説の典型としてあげたウエストミンスター信仰告白にたいし、「ミルトンがこの教説を批判して『たとひ地獄に墮されようとも、私はこのような神を絶対的に尊敬することはできない』と言つた<sup>②</sup>」として、そこでの「註」に記しているものである。

みられるように、ウエーバーはミルトンを「実際的で実行的な人物 *eine praktisch-positive*」としていちおうは「広義における『ピューリタン』」とみなしながら、結論的には『変り種 *Einspänner*』としてかれの考察の対象から除外しているのである。『倫理』におけるウエーバーの所論をここであらためて顧みるつもりはないが、ウエーバーにそくしているならば、かれがミルトンを『変り種』と扱

つたことにはそれだけの理由があつた。周知のとおり、ウエーバーの『倫理』における目的と関心は、近代ヨーロッパに固有な資本主義の精神、禁欲的合理主義がなにに起因するかということにあり、プロテスタンティズムわけでもカルヴィニズムの救済予定説によるエートス *Ethos* としての禁欲倫理が近代の合理主義を生みおとすことになつた、というところにあつた。そのさい、ウエーバーはプロテスタンティズムの実践性をこそ高く評価しそれを追求しているのであるが、その実践性は「世俗内的生活を神の意志にしように合理化しようとする運動」として、それを主としてカルヴィニズムの救済予定説にもとづくエートスのなかに求めているのである。もちろんウエーバーはカルヴィニズム以外のバプティストやクエーカーなどのセクトの実践性にも留意する。けれどもそれらの実践性は、ウエーバーにおいては、カルヴィニズムの救済予定説から導きだされた禁欲倫理という枠のなかに包摂されている。そのことによってセクトに固有の、カルヴィニズムとは違った社会運動の側面が意識的に除外されているのである<sup>③</sup>。ミルトンにたいする場合にも、「広義における『ピューリタン』」とし

ていちおうその実践性を評価しつつも、かれがカルヴィニズムの神を崇拜することを拒んだということのゆえに、ウエーバーはかれをげんみつな意味でのピューリタニズムの枠からはみ出させてしまっているのである。われわれは、ウエーバーの方法——「理念型 Idealtypus」的認識——を前提とするかぎり、かれの説く資本主義の精神とカルヴィニズムの倫理との適合関係をいちおう承認できるし、またミルトンをかれの考えるピューリタニズムから除外したことも理解できなくはないのである。なぜなら、ウエーバーの方法にしたがうかぎり、近代は非情な合理主義の貫徹するものであり、その合理主義に適合的なピューリタニズムの教義

■救済予定説、倫理 ■禁欲が問題となるからである。<sup>④</sup>

しかしながら、ウエーバーの方法にもとづくピューリタニズム理解は、ピューリタニズムへの一つのアプローチではあっても、ピューリタニズムそのものの理解を言いつくすものではないし、そのことはウエーバー自身が十分意識するところでもあったと<sup>⑤</sup>考えられる。したがって、予定説を教義の中心に考えなかったという理由にもとづいてミルトンが『変り種』と規定されることは、あくまでもウエー

バー的視角からのミルトン理解ではあっても、一七世紀のピューリタニズムそれ自身にそくして規定されているとはいえないであろう。事実、ウエーバー以後のピューリタニズム研究史<sup>⑥</sup>においては、現在ピューリタン神学の中心を予定説と考える説に疑問すら提出しているのであって、それによればピューリタン神学の中心は「契約神学」<sup>⑦</sup>であるとみなされるのである。ところでミルトン自身について言えば、かれは、宗教的、市民的、政治的自由にかんして多くの論文を残していることから知られるように、生涯「自由」を主張してやまない思想家であった。しかもこの自由がつねにミルトンの社会形成的な実践を生み出していったのである。もとより、自由は宿命論的予定説とは違って、人間の否定につぎる非情をそのケルンとしているものではなく、すぐれて人間的なものを生かすものであることは言うまでもない。ミルトンの思想にはこのような人間性を生かす自由が生きていた。けれどもウエーバーのピューリタニズム理解においては、神のみを考え人間を考えぬ戦慄すべき予定説にもとづく非情な倫理を強調するために、このミルトンが主張した自由はそれにふさわしい位置を与えら

れてはいない。われわれはここに、救済予定説から導き出される非情な倫理にもとづいてピューリタンの実践性をみようとしたウェーバーの理解とはちがった、いま一つの実践性をみるのである。

ミルトンが人間的なものを生かす自由の主張者であるということは、ミルトンの思想におけるルネサンス・ヒューマニズムの影響というものを軽視できないものにする。ミルトンには同時代人のなかでもひとときわすられた古典学芸への教養があり、かれの多くの著作にはそれらの知識がいたるところにもり込まれていることを、だれも否定するものはいない。またミルトンにおいては理性が重視され理性の自由が説かれていることも事実であって、この点からもルネサンス・ヒューマニズムの流れにそくしてキリスト教合理主義者としてのミルトン像が考えられなくもないであろう。⑧

けれども、はたしてミルトンをルネサンス・ヒューマニズムの系列において理解してよいのであろうか。この問題に正しく答えるためにはミルトンの理性概念や自由意志の意味するところを、神との関係において明らかにする必要がある。この小論はこれらの点について検討するので

あるからここでは触れないとしても、ミルトンの著作を検討するかぎり、ミルトンをルネサンスの系列にそくしてのみ理解せんとするのは、ミルトンの思想を全体として正しく理解することにはならないであろうと考える。

いずれにしてもこれらの問題にたいする解答は、ミルトン自身を与えてくれるものであるが、わたくしはわづかではあるがミルトンの著作を読み進むなかで、かれの思想にはピューリタニズムが基調をなしており、かれの社会形成的な実践性を生み出している自由もかれのピューリタン信仰にもとづく自由であると云うことができる。その場合、ミルトンにおけるピューリタニズムとピューリタンの実践性とは、すでに指摘したように、ウェーバーの理解するあの主として救済予定説にもとづくピューリタニズムや実践性とは違って、非情な合理主義の貫徹する近代資本主義志向したものではなかった。ミルトンが初期の論文において、大土地所有に反対し平等な労働をすすめたことや、かれがのちの政治論文で展開した自由なる市民的政治社会は、かれの実践性がなにを志向していたかを雄弁にも語るものである。事実、ミルトンはピューリタン革命の終りにい

たるまで市民社会の実現のために努力してやまなかったし、王政復古後にいたってもかれにおいては革命は終わっていません⑩である。イギリスの近代社会において、いち早く発達した資本主義とそれともなう功利主義や行政における組織化・官僚制化にもかかわらず——それらの支配力

と影響力の甚大なることをけつして否定するものではないが——、その基調においてピューリタン革命においてうち出された政治理念や文化価値、とりわけ政治におけるデモクラシーがうけ継がれ息づいている現実を思うとき、ウェーバーの視角とは違ったピューリタニズムの実践性があらためて評価される必要があるのではなからうか、と考えるものである。ともあれ、ミルトンにおけるピューリタニズムの神は、中世の形而上的ないし存在論的神でもなければ、カルヴィニズムの峻厳な超越的非情なる神でもなく、むしろルネサンス・ヒューマニズムが主張してやまないあの自然と人間性そのもののなかに内在化して、しかもその自然と人間性とを内から変革し実践へとふみ出させていくものとして働いた神であった——と考えられるのである。それでは、ミルトンにおいて、このような神の内在化はどのよ

うにうけとめられ表現されていたのであろうか。われわれはこの問題をミルトン自身の主要な論文——本稿ではかれの政治論文にはふれられないが——を中心にミルトンにそくして検討してゆくことにしよう。

⑩ M. Weber, *Die protestantische Ethik und der „Geist“ des Kapitalismus, Gesamte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. I, S. 91. 梶山力、大塚久雄共訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、下、二二—四一ページ。

⑪ *Ibid.*, S. 91. 邦訳、下、二〇一ページ。

⑫ *Ibid.*, S. 152. 邦訳、下、一四八—一五〇ページ（註三）の後半部参照。ウェーバーは、諸教派の禁欲倫理を述べるにあたって、バプティストの非禁欲的な社会的運動の重要性を指摘しながら、さしあたっては論じないとして除外している。

⑬ もとより、ウェーバーの方法と所論を軽々しく批判することは許されないし、批判するにしても、まず、ウェーバーの問題意識にそくしてウェーバーの例証する人物の検討をおして内在的に批判しなければならぬであろう。わが国において最近この方法によりウェーバーを内在的に検討した研究として、次の三氏のものをおげることができ。それぞれ教示されること多かったことをここに感謝したい。越智武臣氏の『近代英国の起源』第三章第一節「清教主義の本質」、三七—四一—四三九—四四〇ページ。浜林正夫氏の『イギリス革命の思想構造』第一章「ピューリタニズムの思想」、一五—一九八—一九九ページ。永岡薫氏の「マックス・ウェーバーのピューリタニズム理解についての一考察」（『滋賀大学教育学部紀要』第十六号一九六六）。

⑤ ウェーバーは『倫理』の第二章の冒頭で「理念型」による禁欲的プロテスタンティズムについて説明するなかで、他に非禁欲的プロテスタント諸教会の存することを示唆している。Ibid. SS. 84-87. 邦訳、下、七一〇ページ。

⑥ ハラー、ウッドハウスをはじめとして牧筆にいとまがないが、最近の英米におけるピューリタニズム研究についてその解釈を簡潔にまとめて紹介されているのに、松浦高嶺氏の『ピューリタニズムにかんする最近の諸解釈』（『史苑』第二七巻第一号）がある。

⑦ 大木英夫氏の『ピューリタニズムの倫理想』は、わが国におけるこの「契約神学」にもとづくピューリタニズム理解の代表的研究である。

⑧ ミルトンの文学研究家のなかにはミルトンをピューリタニズムの系列で理解する者も多い。しかし、いずれもミルトンにおける信仰を無視してゐるわけではなくクリスチャン・ピューリタニストと呼んでいる。たゞせば、J. H. Hanford, *A Milton Handbook*, New York, pp. 94-6. pp. 355-64. p. 419. その場合における問題は「ピューリタニズム理解にある」。

⑨ John Milton, *Of Reformation, 1641*, Complete Prose Works of John Milton, Yale U. P. 1953~, vol. 1, pp. 548-9. [The World Classics 以後 W. C. に記す p. 16]

⑩ ミルトンは、クロムウェルの死後王政復古への道をたどる状況にあつて、五九年六〇年において五篇にも及ぶ政治論を書いた。とくに王政復古直前におこなふ『自由共和国論』*The Ready and Easy Way to Establish a Free Commonwealth*』を表わした。また復古後も著作として福音の「マラ」をつたつて、七三年には『寛政論』*Of True Religion*』を書いた。

⑪ Cf. A. D. Lindsay, *The Essentials of Democracy*, Oxford U. P. 1929. 永岡薫訳『民主主義の本質』未来社『The Modern Democratic

*State*, Oxford U. P. 1943. リンゼイはイギリスにはつねに社会の基底に封建的共同体とは区別された近代に固有な「共同社会 community」が存し、個人はこの共同社会に基盤を有し、政治の行政的組織化にたいしても、この共同社会における討論ないし共同思考がつねに社会の起動的役割を果してきたと説いている。

## 二、「自由」の思想的原点

一六四〇年一月三日に召集された長期議會は、開会後ただちにストラッフォードと大主教ロードなど絶対主義政策の推進者を弾劾し、一二月以降はいわゆる根こそぎ請願 Root and Branch Petition をはじめ多くの請願が議會に出され、国教会の存廃をめぐる宗教論争が議會の内外をつうじて強い国民的関心事となつた。かくしてイングランドは、国教会側とピューリタン側とに分れ、国内の世俗的信条・利益をも二分して対立し革命に突入したのであつた。ミルトンが匿名による最初のパンフレット『イングランドにおける宗教的規律の改革および今日までそれを妨げた原因について』(以下、宗教改革について、と記す)『(一六四一)』を書いて宗教改革論争にふみ込んだのは、まさにこのような状況においてであつた。われわれはここで『宗教改革につ

いて』を中心にミルトンの初期における宗教改革論文の主張を検討し、かれの宗教改革についての見解と信仰の立場を明らかにするとともに、とりわけ本稿にとって重要な問題であるかれの自由論の原型ともいふべきものを探り出すことにしよう。

ピューリタン革命の勃発とともにイングランドの真の宗教改革への道が開かれたとみたミルトンは、宗教改革論文を書いて、一方に改革を妨げてきた国教会を非難するとともに、他方かれの宗教改革についての見解を表明した。ミルトンはこれまで宗教改革を妨げてきた国教会の人々を、「好古主義者 Antiquitarians」と名づけて非難する。それというのも国教会が過去の教会における人為的な伝統を重んじ、主教制度 Episcopacy と儀式的礼拝という外的な制度を強制するからである。だからミルトンにとって、国教会は神と人間の魂との聖なる交わりを妨げて外見上の具象的な形式に墮してしまった「感覚的な偶像礼拝 sensual Idolatry」という吐き気をもよおさせる異教 Paganism<sup>③</sup>とさえ云われるのである。ミルトンは国教会が好古的になるのであれば、教父時代以後の墮落した制度にならうのでは

なく、むしろ徹底して聖書に学びそこに記されているキリストの福音と使徒時代の教会の素朴さをこそ範とすべきであると説く。そうでないから国教会は「キリストがわれわれに代って血をもって贖われたあの生得権と免罪とを放棄して」<sup>④</sup>しまったのであり、「福音の内なる力と純粋性とを、

律法という外的な肉欲に変えて」<sup>⑤</sup>しまったと云うのである。みられるとおり、ミルトンが国教会を非難する論拠は明確に聖書である。しかも「キリストがわれわれに代って血をもって贖われた免罪」という時、かれの論拠の中心は「キリストの十字架と復活」という福音にある。人はこのキリストの福音によって新しく生れかわり罪の縄目から自由になされたのである。福音のもとにおける自由は「キリスト者の自由」これがミルトンの思想の原点に存することを指摘することができる。またミルトンが国教会の伝統を重んじた形式的な外面的な礼拝を非難するとき、かれはウェーバーが『倫理』において合理化への過程で重視した「魔術からの解放 Entzauberung」<sup>⑥</sup>を鋭く主張していると云える。けれどもそれは、けっしてカルヴェニズム的な救済予定説にもとづいて主張されているのではなく、福音による「再

生 regeneration」の思想にもとづいてなされているのである。再生が罪に従属する人間をひとたびは葬り去りつつ、しかもそのことのゆえに人間を再び自由なるものへと生かすのであるがゆえに、ミルトンの「魔術からの解放」は、ウェーバーのような非情な合理主義を志向するのではなく、むしろ反対に人間的なものを生かす方向へと志向するのである。かくしてミルトンの自由にもとづく実践性の起点が明らかとなる。

ところで、ミルトンが宗教改革を妨げるものとして非難するのは、国教徒のみにとどまらず「自由思想家」liberal times」にも及んでいる。主教制度の強いる規律から解放されることを願う点では、自由思想家たちもけっしてミルトンに遅れをとらない人々であった。それにもかかわらず、ミルトンはかれらを宗教改革の妨害者として非難する。両者の決定的な分れ目は、つぎの一文によって明瞭である。「この人々（「望んでいること」に應える必要はなく、ただかれらの実体を明らかにするだけで十分である。かれらは理性をもたず、ただ肉慾 lust と放縱 licentiousness のみをもっている。したがってなんの「改革のための」解決策

ももたえないのである。かれらはいかなる規律のもとにあっても生活することができず、かれらの求めるものは規律の崩壊とだらけた怠慢だけである。」——自由思想家たちの求めた自由は「解放の自由」であった。しかしそれは、ミルトンに云わしむれば、帰するところ「放縱の自由」であった。かれらがこのような自由を求めるのは、かれらに理性と改革の解決策とが欠けていたからである。これに反して、ミルトンの求める自由はけっして「放縱の自由」ではなかった。主教制の規律からはたしかに解放されることを必要とした。けれども、そのことは福音の純粹性の再発見であり、同時に神の言「聖書にもとづく福音的規律の確立であった。だから、規律の改革したがって新しい秩序の確立が求められても、けっして規律と秩序の崩壊を求めるものではなかった。ミルトンの求めた自由は、新しい福音的規律のもとにおける自由であり「秩序形成的自由」とでもいべきものである。ところで、ミルトンの自由思想家たちへの批判のなかに、かれらが放縱であるのは理性の欠如によるといふ一文があった。ミルトンの理性概念の深化は四三年以降の諸論文をまたねばならないのであるが、か

れの自由はこの理性との関連で説かれていることを見逃がしてはならない。なぜならば、ミルトンがのちに「秩序形式的自由」を「理性の自由」として展開するからである。またミルトンの「魔術からの解放」が、合理化という形ですすめられるよりは、むしろ理性化という形でなされるからである。

かくしてわれわれは、ミルトンの宗教改革論文におけるかれの論拠が福音的自由にあり、またかれの信仰の立場が救済予定説によるカルヴィニストとはその基盤において異っていたことを明らかにした。それでは、宗教改革が達成されたのちにしたがって国教会が廃止されたのちにイングランドの教会がとるべき教会規律や機構について、ミルトンはどのように考えていたのであろうか。ミルトンの樹立せんとした福音的規律というのには、「もつとも必要な『一つの正しい規律』 one right discipline」<sup>⑩</sup>という表現で示される。もつとも、この抽象的な表現は、その規律の根拠が聖書に求められるべきだと再三にわたる強調があつても、具体的に説明されているものではない。また教会機構にかんしても、「各地区の教会会議 every parochial consistory」

に基礎を置く「総会 general assembly」<sup>⑪</sup>という全国的組織が述べられているが、これもそれぞれの教会統治は全信徒によって選ばれた聖職者によってなされるべきだという主張はあつても、総会の権限などについての詳細は論じられていない。このようにミルトンの改革案があまり具体的にないのは、当時のかれがまだ体系的な神学や教会論を持っていなかったことにもよっているが、それよりもむしろ、かれの論点がつぎの二点、第一に主教制の打破・国教会への非難に、ついで「一つの正しい規律」として示される改革された教会の規律はあくまでも神の福音にしたがって設立されるべきであるということ、ここに集中していることによるのである。とくにミルトンがこの規律を福音に根拠づけられるような度も強調しているのは、新しい規律がけつしてドグマとか教会法というように外的な強制によって課せられるものであつてはならない、ということを意図しているのである。つまり、ミルトンは「一つの正しい規律」という表現をもってあの「再生」によって与えられた「自由の規律」を示していたと云えるのである。

ところが、ミルトンが教義と規律の統一を期待し「一つ

の正しい規律」と全国的統一教会の機構を考えていたというように、さらにはかれが長老派聖職者の論文を弁護したということにより、多くのミルトン研究者が、四二年までのミルトンの立場をカルヴィニスト長老派と規定している。<sup>⑩</sup>しかしながら、この見解はミルトンの思想のケルンを指して云ってはいないと考えられるだけに、必ずしも正鵠を得たものとは云いがたい。思想の基盤が違っているも表現が同じであることはありうるし、表現が同じであってもその意図するところが違うことも多い。すでにみたように、ミルトンが「一つの正しい規律」と云うとき、かれはこの用語をもって「自由の規律」を意味していたのであって、けっして救済予定説にもとづく「鉄のごとき規律」を示すものではなかったのである。だからこそ、四三年以降ウェストミンスター宗教会議の設立とともに示される長老派の教会規律、教会統治にたいしては、ミルトンははっきりと否を表明しえたのである。ピューリタンの分裂がいまだ顕在化せず統一の保たれていたことを思えば、表現——とくに国教会を対象とした——上の一致はおおいにありうることを考えられる。

このように両者の立場は基本的に違うものであったが、この基本的な立場とかわって、両者は聖職者についてならびに教会と世俗の関係についても見解を異にしていたのである。ミルトンが論争に加わったのは、かれのかつての家庭教師の一人であったトーマス・ヤングを含む長老派の五人の聖職者たちがスメクティムニウス *Smectymnus* という共同の筆名で『謙虚なる抗議への回答』<sup>⑪</sup>を出したからだと云われている。ミルトンの主張がスメクティムニウスにそれに似るとも云われるので、両者の比較によって見解の差異をみてみよう。まず聖職者観についてみれば、スメクティムニウスは「聖書によれば聖職者は神にたいする民の口である」<sup>⑫</sup>として聖職者の祈禱の特権を強調し、聖職者の信徒による扶持を当然のものと考えている。これにたいしてミルトンは、「民の声は主教の選挙においても反映されなければならない」<sup>⑬</sup>、いわんや、改革された教会の「聖職者は……神の民の完全にして自由なる選挙によって……任ぜられる」<sup>⑭</sup>べきだとして、教会統治の民主化を主張する。「すべてのキリスト者は、聖ペテロという聖徒の称号がすべての神の民に与えらる」ということを、知るべきである」<sup>⑮</sup>

と云い、ミルトンの宗教改革は全信徒による全教會的、民主的なものであって、その根底には福音によって自由にされた者の平等ないわゆる万人祭司の考えがあるといえる。

スメクティムニューアスのそれは聖職者による教會統治形態の改革に力点があつたのである。つぎに教會と世俗との關係についての見解の相違はコンスタンティヌス帝の評価において顕著である。スメクティムニューアスが帝を敬虔な信仰の持主とし「キリスト教信仰にたいする君主の寛大な処置」の例とみるのにたいし、ミルトンは帝を教會と国家との結合による墮落の典型とみなす。<sup>①</sup>ここにミルトンの聖俗分離についての最初の発言をみる事ができる。かれは別の論文で、教會が政治力や司法権を有することは「収賄や墮落の誘惑にみち、本来自由で金には目もくれない規律の力を財力による浮世の満足で誤魔化す」<sup>②</sup>こととして批判する。ミルトンの聖俗分離の主張が、あくまでも教會の福音的規律の擁護のためになされてる点に注意しなければならぬ。このようにみると、ミルトンは、宗教改革論文において、すでにかれの福音的自由の信仰の立場を明確にしており、かれの「自由」の思想的原点を確立していたと云う

ことができる。なればこそ四三年からの市民的自由の諸論があいついで書かれることになるのである。

① ミルトンが詩作をやめて革命の論争に入った動機はそれ自体興味をひく問題であるが、ミルトン自身の説明によれば、愛国心と、ピューリタン信仰にもとづく宗教改革への熱意とが原因となる。J. Milton, *The Second Defence of the People of England*, 1654, World Classics, pp. 338-9. なお、バーカーは「これの他にミルトンの詩人としての精神的未熟さにたいする反省からである」と云う。Arthur E. Barker, *Milton and the Puritan Dilemma 1641-1660*, Toronto, 1942, pp. 4-5.

② J. Milton, *Of Reformation touching Church-discipline in England: And Causes that hitherto have hindered it*, 1641, Works vol. I, p. 541. [W. C. p. 12]

③ *Ibid.*, Works, p. 520. [W. C. p. 3]

④ J. Milton, *Reason of Church Government Urg'd against Prelaty*, 1641, Works, vol. I, p. 765.

⑤ *Ibid.*, Works, p. 766.

⑥ M. Weber, *op. cit.* SS. 93, 114, 156. 邦訳「下」二六、六八、一四二

⑦ ミルトンは *De Doctrina Christiana* において「人間の再生とは、父なる神がイエス・キリストをおして罪と死から解き放ちたもうたがゆえに、人間がかつて罪にあった時の状態よりはるかにすぐれた恩寵と榮光の状態に高められるような出来事である」と云う。The Works of John Milton, ed. by F. A. Patterson, Columbia U. P. 1931-8, vol. XV, p. 251. ホール版では五巻以後未刊。

- ⑧ *Of Reformation*, Works, p. 541. [W. C. p. 12]
- ⑨ *Ibid.*, Works, p. 570. [W. C. p. 29]
- ⑩ *Ibid.*, Works, p. 605. [W. C. p. 55]
- ⑪ *Reason of Church Government*, Works, p. 789.
- ⑫ *Hanford, op. cit.* p. 79. *Barter, op. cit.* p. 296. ただしパーカーは、むしろ将来ミルトンが正統派より離れるその契機ともなるミルトンの思想の独自性の方をより強調している。パーカーは、ミルトンの思想がピューリタンのティンレンタにおいて発展する過程を見事に描くべきである。
- ⑬ *An Answer to a Book entitled 'An Humble Remonstrance' in which the Originall of Liturgy and Episcopacy is Discussed*, March, 1641. Smeetynnus は五名の頭文字を綴ったものである。なおスメクタイムニユアスについてはホール版第一巻の *Appendix F*, pp. 1001~8. 参照。このスメクタイムニユアスの『回答』については直接原書を見ることのできなかつたので、パーカーの引用にもとづいてこのことを断つておく。
- ⑭ *An Answer*, p. 12~13.
- ⑮ *Of Reformation*, Works, p. 549. [W. C. p. 16]
- ⑯ *Ibid.*, Works, p. 600. [W. C. p. 51]
- ⑰ *Reason*, Works, p. 838.
- ⑱ *An Answer*, p. 74.
- ⑲ *Of Reformation*, Works, p. 576-9. [W. C. p. 34~36]
- ⑳ *Reason*, Works, p. 849.

### 三、「自由」の思想的展開

宗教改革論文につづく四三年から四五年までのミルトン

の著作は、かれみずからが記しているように、家庭と市民生活における自由の問題をとり扱ったものである。<sup>①</sup> 四二年の春に結婚したミルトンは、まもなくそれが破綻することによって痛烈な衝撃を味わい、これを契機につぎつぎと離婚論四篇を書いた。<sup>②</sup> 離婚論の内容については触れる余裕はないが、この離婚論の著作が、一つにはミルトンの本格的な聖書研究を促がし「理性」による自由な論究を進めるにいたったということ、また一つには『アレオパギティカ』出版の私的な動機になったということ——この二つはこの章のはじめにおいてさしずめ必要であろう。

ハラーが「一六四四年の闘争をつうじて作り出された自由の理念のもっとも完全なる著作」とみなしたミルトンの『アレオパギティカ』<sup>④</sup>は、四四年一月二三日に公けにされた。この論文の書かれた公的な動機は、四三年九月一日の出版物検閲令 *Licensing Order* の制定にあった。かつてロード・ストラップフォード体制下三七年には星室庁が33ヶ条からなる悪名高い検閲令を公布したが、長期議会は四一年七月五日星室庁とともにこの検閲令をも廃止し、翌年一月二九日に署名出版令 *Signature Order*——著者と出

版者の名を明記して出版すべきことを義務づけたものを——を發し暫定条令とした。この暫定条令は同年八月と四三年三月にいずれも暫定条令としてはあるが更新され、四三年四月の出版業組合 Stationers Company の検閲令復活請願もあって、この出版物検閲令の制定にいたったものである。この検閲令は二十名からなる検閲委員のいずれか一人の事前検閲を経なければ印刷できないというものであった。ところで、この公的な出版の動機はちよくせつミルトンのさぎに述べた私的な動機にかかわっていた。離婚論第一篇の第一版（四三年八月）は匿名、第二版（四四年）は公然と名を付してしかも議會とウェストミンスター宗教会議にたいするアピールとして出され、いずれも検閲令を無視して出版されたからである。これにたいして長老派の議員や聖職者その他から多くの非難が出された。ここにいたってミルトンのカルヴィニスト長老派からの乖離は決定的となるのであるが、これらの非難に応え、かつ「思想の發表の自由」を擁護するために『アレオバギティカ』は書かれたのである。

この『アレオバギティカ』においてミルトンが自由論を

いかに展開しているかを検討するため、まずこのパンフレットの内容をミルトン自身が区別する順序であとづけてみよう。

(1) 冒頭「不平が自由に聴かれ深く考慮され速やかに改革されるときこそ、心ある人の望む市民の自由が最大限に達成される」という信念から、議員があゝの出版検閲令の撤廃を再考するよう促がしたあとで、第一の論点である検閲についての歴史的検討がなされる。ローマの専制皇帝時代は別として、古代ギリシヤ以来「誹毀 *Epel*」と「不敬 *impiety* なし、瀆神 *blasphemy*」の書以外は全く自由に出版が認められていた。検閲制度が確立されたのは「もともと反キリスト教的な宗教会議ともともと専制的な宗教裁判所 *Inquisition*」<sup>⑤</sup>においてであり、宗教改革ののろしがあげられた時代からであることが実証される。

(2) 第二の論点は読書の精神ともいうべきもので読書の効用が説かれている。「すべてのものを識別して良いものを守れ」<sup>⑥</sup>という使徒パウロの言葉（テサロニケ前書5の21）を引用し、意志と良心とが瀆されていないければ、いかなる知識も書物も人を瀆すものではなく、かえって悪書は善

悪・真偽を識別するに役立つとし、あらゆる書物を区別なしに読むことの利益を主張している。「あらゆる誘惑と外見的な快樂とにみちた悪徳を理解することができ、しかも節制し識別し真に善なるものを選ぶことのできる者、この人こそ真実の闘うキリスト者である」として、世俗内の積極的かつ戦闘的美徳を説いている。

- (3) 検閲制度の無益性を論ずる第三段では、墮落を防ぐさまざまな娯楽・遊戯・快樂的手段の取締り——もとより取締りにミルトンは反対する——には目が届かないで印刷物だけを厳格にしても、「一つの門を閉ざしておきながら廻りの他の門を開放して」<sup>⑩</sup>いるのと同じであって無益である。元來善悪はその素材が一つであるから、悪を除去せんとすることは善をも除くことになる。神はそのような方法を採用されず、神は人を創造し「かれに理性を与えたもうた時、選択への自由を与えたもうたのである。それは理性とは選択することにほかならないからである。<sup>⑪</sup>」かくして、善悪のなから善を選ぶ自由こそ悪に勝つ唯一の方法である——と。

- (4) このパンフットの後半全部を割いて述べられる最後の

論点は、検閲制度の弊害である。検閲は自由で賢明な精神の人々にたいする侮辱、学問にたいする冒瀆であり、偉人を暗に葬り、国民を軽蔑し、聖職者たちの不名誉となる。「真理は全能の神について強い。だから真理をして勝たしめるには、真理は政策も戦略も検閲も必要とはしない。そういうものは真理の力に対抗して誤謬が用いるやりくり算段であり防衛手段である。真理にたいしてただその場所のみ与えよ。」<sup>⑫</sup>そのためには強制は不要であって、愛と寛容において互に『み霊の一致 *the unity of Spirit*』<sup>⑬</sup>を妨げないことが肝要である。かくて要求する「すべての自由にもまして、良心にしたがって自由に知り論議する自由をわれに与えよ。」<sup>⑭</sup>——と。

『アレオパギティカ』の論旨をたどってみて知られることは、そこには真理への絶大なる信頼ときわめて大胆な自由の主張とが一貫して存するということである。しかも、ここにははっきりと「理性」の役割がうち出され、真理や自由はそれとの関連で論じられている。そこで第一に明らかにしなければならぬ点は、ミルトンの「真理」概念である。この真理は、今日われわれが科学的真理として認識

の地平で考えるようなそれ自体合法的で客観的な真理と理解してよいものだろうか。「真理は全能の神について強い」「真理にたいしてただその場所をのみ与えよ」というとき、ミルトンの真理は、少くとも認識の対象としての真理にとどまらず、より能動的な働く主体として登場する。つぎの文はそのことをより明らかにする。「真理は事実一度はその聖なる主キリストとともにこの世を訪れ見るものと栄光にみちた完全なる姿であった。」<sup>10</sup>ところが、この真理が十字架により復活した後は、多くの悪しき欺瞞者たち——カトリック教徒や主教たち——によって千々に切り裂かれて散らされてしまい、そして主キリストの再臨まではけっして全部をみることができない、と言うのである。ここではまさしく働く真理は「主キリスト」である。

つぎに検討すべきことはミルトンの「理性」概念であるが、これは「理性の自由」として自由と関連して説かれているので、まず両者を関連させた展開の論理構造を、重複をいとわず記してみよう。理性は、神が人間を作ったとき、「神から与えられたもの」であり、それは「選択すること」である。理性の選択は自由<sup>11</sup>に任ざれていて、人間はこの理

性の選択の自由によって真理なる主キリストを認識する。ただし、理性による選択の自由には一つの制約がある。それは「節制の法 rules of temperance」<sup>12</sup>と『平和の絆 the bond of peace』<sup>13</sup>とも云われ、理性はこの制約に自発的に従うことによって選択の自由を行使する。その結果「み霊の一致 the unity of Spirit」は妨げられることなく、真理は各人に明らかに知られるものとなる。これが『アレオバギティカ』から得られる説明である。ミルトンは、のちの論文において、アダムが罪を犯す以前の神の創造されたままの世界——ミルトンの「自然状態」にあたる——を説明して、創造のとき人間は「神の像 the image and resemblance of God」を持つものとして作られたと言っている。<sup>14</sup>かれが理性は神によって与えられたというとき、その理性はこの「神の像」を意味しており、人間は理性にしたがって自由に振舞うことが、そのまま神を正しく知り創造における自然の秩序に則るものであった。そこにはあの「秩序形成的自由」が完全な形で存在していたのである。——ミルトンの自然状態はこのように、ホブズのそれとは全く違っている——。しかしここでの理性とその自由は

そのままミルトンの時代の人間理性とその自由を説明することにはならない。アダムが罪を犯すことによって自然状態は崩壊し、理性は曇らされたからである。人間はもはや神の前で自由な存在ではなくなり罪の奴隷と化し、神の与える「律法」という文字による外在的な法に従うことよつてのみ神の意志に服さなければならなくなったのである。

ところが、ミルトンによれば「真理は事実一度はその聖なる主キリストとともにこの世を訪れ」、そのことによつて「あの律法……が十字架につけられて廃止された」<sup>②</sup>のである。これが福音であつて、これを信ずるものすべてが「再生」され罪から「自由」にされるのであり、ミルトンはこの福音の時代に再生された自由人として生きていたのである。ミルトンは『キリスト教教義』のなかで「福音は恩寵の聖約 Covenant of Grace」という新しい法であり、律法よりもはるかにすぐれて完全なものである。これは……キリスト自身とかれの使徒たちや伝道者によつてもっとも明確な言葉で述べられ、その後は聖霊によつて信者の心に刻まれているのである<sup>③</sup>と云っている。福音によつて文字による外在的な法が廃止され、代つて「恩寵の聖約」＝「キリス

トの法」が「聖霊によつて信者の心に刻まれ」たのである。キリストの法は、法ではあつても、文字によらざる外在的な規範ではない法として各人の内に聖霊によつて示され「内在化」したのである。だからこそ福音によつて明清さを取りもどされた「正しい理性」は、聖霊によつてこの内なるキリストの法を認識することになるのである。『アレオパギティカ』で、理性は「節制の法」という制約に従うかぎりにおいて自由が許されていた。「節制とはなんと大いなる美德であろうか！……しかも神はなら特別の律法も規定も設けず、このような重大な責任の処理を全く各人の処置に委託されているのである<sup>④</sup>」とミルトンが云うとき、この「節制の法」それと同義の『平和の絆』は、けつして外在的な規範ではなく、この「恩寵の聖約」＝「キリストの法」に対応するものないしきわめて近いものとして述べられていと云える。(この『平和の絆』はのちにミルトンが「自然法」と云うものに基本的につながる概念であることを付言しておく。)このようにみると、『アレオパギティカ』におけるミルトンの理性概念が、再生された「神の像」として、己が内に聖霊によつて内在化された法ならざる法としての「節

制の法」ないし『平和の絆』また究極的には「キリストの法」に、自発的に従ういわば「良心 conscience」とも呼ばれるものであることが判るのである。<sup>②</sup>だからこそ広範に保障される理性の自由も、自律的に秩序を形成してゆく自由となりえて、あの自由思想家のように「放縦」にはなりえないのである。すなわち、再生された者の理性は、聖霊において与えられる「キリストの法」に自発的に従うことによって、聖霊によって働く「真理」を真理として知ることができるところである。かくしてミルトンの理性は、あくまでも人間の理性で、それによって人間は真理を知るのであるが、にもかかわらず、ミルトンの理性は、再生により聖霊による導きがなければ、その機能を完全に正しくは果たしえないのである。ここにミルトンにおける神の内在化——それは聖霊が各人の理性に動くことよってなされる——をみるのである。

かくして、われわれが前章でミルトンの思想の根底にみた福音的自由は、この『アレオパギティカ』において「理性」と矛盾することなく、むしろ論理が深められて大胆に展開されていることを知るのである。ミルトンは『アレオパ

ギティカ』において自己の思想のケルンを確立したと言える。かれはこの基盤のうえに立って、以後「自然法」——これも超越的規範としての法ではなく、人間に内在化したダイナミックな社会的結合力の源泉となる法である——思想を確立し、市民社会の形成のために努力してやまなかったのである。ミルトンのこの自由のための社会形成的な実践は、まさに「真理」＝「キリストの神」が、法ならざる法「キリストの法」において歴史における人間に内在化し、人間を再生し、つねに人間を内から変革してゆくことのゆえに、生み出されていったのである。ここに、ミルトンの社会形成的な実践性の思想的基盤も明らかとなり、ウェーバーの視角によるビューリタニズムの実践性の思想的基盤とはまったく別のものであり、かつかれの実践の志向する方向もウェーバー的なのそれとは違っていたことも知られるのである。ウッドハウスがビューリタニズムの特質としてあげる実践性 active と経験性 experimental<sup>③</sup> は、ミルトン自身が福音的自由の信仰にもとづくかれの実践において示したところのものであった。

① Cf. *The Second Defence*, W. C. pp. 390-1.

- ② ミルトンの離婚論はたんなる自己弁護の書ではなく、当時の教会法にたいして、真実の結婚の擁護のため、したがって正しからざる結婚からの自由のため、自由論の一環として書かれたものである。
- ③ William Haller, *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution 1638-1647*, vol. I, p. 75. たゞしくチャーは「ミルトンの主張を高く評価しながら、革命におけるこの書の影響はほとんどなかった」としてゐる。 *Ibid.*, Appendix B, pp. 128-39, esp. 139.
- ④ *Areopagitica: A Speech of Mr. John Milton for the Liberty of Unlicenc'd Printing*, 1644, 石田憲次・上野精一・吉田新吾共訳『言論の自由』岩波文庫、フレオニギチカとは、ギリシヤのブラインクラテースのフレオニギチコス・ロコス（ブロンヌガスの演説）の古事にならうたもの。たゞし訳文は同じではない。
- ⑤ Complete Prose Works, Yale U. P., vol. II, Appendix B, pp. 787-9, この書の全文がおり、また検閲令制定の経過については *ibid.*, Introduction, by Ernest Sirluck, pp. 158~64 に詳しい。なほこの中に、史料の意味で、ウツマンが、「ピューリタニズムと自由」に對して著者不詳として扱つてゐる *The Ancient Bounds, or Liberty of Conscience* 及び「サーラックによれば、ホワイヤ・ホールが著した書」 Josina Spriggs の書とされてゐる (*ibid.*, p. 119) のことを付記して置く。
- ⑥ A. E. Barker, *op. cit.*, p. 353, Note 17, 「ミルトンが非難した」。
- ⑦ *Areopagitica*, Works, vol. II, p. 487. [W. C. p. 276] 邦訳「五一大キーン」。
- ⑧ *Ibid.*, p. 505. [W. C. p. 285] 邦訳「一九」。
- ⑨ *Ibid.*, pp. 511-2. [p. 288] 邦訳「二三」。
- ⑩ *Ibid.*, pp. 514-5 [p. 290] 邦訳「二五—六」。

- ⑪ *Ibid.*, p. 523. [p. 295] 邦訳「三二」。
- ⑫ *Ibid.*, p. 527. [p. 296] 邦訳「三五」。
- ⑬ *Ibid.*, pp. 552-3. [p. 319] 邦訳「六六」。
- ⑭ *Ibid.*, p. 555. [pp. 320-1] 邦訳「六八」。
- ⑮ *Ibid.*, p. 560. [p. 318] 邦訳「六四」。
- ⑯ *Ibid.*, p. 549. [p. 311] 邦訳「五五」。
- ⑰ *Ibid.*, p. 513. [p. 289] 邦訳「二四」。
- ⑱ *Ibid.*, p. 565. [p. 321] 邦訳「六八」。
- ⑲ J. Milton, *The Tenure of Kings and Magistrates*, 1649—Complete Prose Works, Yale U. P., vol III, pp. 198-9. [W. C. 331]
- ⑳ *Areopagitica*, p. 563. [p. 319] 邦訳「六六」なお原文はイタリック体で書く。
- ㉑ *De Doctrina Christiana*, Columbia, U. P., vol. XVI, p. 113, この『キリスト教教義』は一六六一—二三年に完成したと思われるが王政復古後の情況が出版を許さず、ミルトンの死後、長年散佚してゐたが一八二三年発見された、ようやく一八二五年に初版が出た。
- ㉒ *Areopagitica*, p. 513. [p. 289] 邦訳「二四」。
- ㉓ 「チャーは「ミルトンの理性や「道徳綱」をこゝに「道徳的抑制の原理」を解してゐる。 Basil Willey, *The Seventeenth Century Background*, London, 1953, p. 71, p. 242 ff. 深瀬基寛訳『十七世紀の思想的風土』八四—二九—二一。
- ㉔ A. S. P. Woodhouse, *Puritanism and Liberty*, p. [45]

四「自由」の「寛容」

『フレオニギチカ』におつて見逃してはならぬといふ

一つの問題は、ミルトンの宗教的寛容の主張である。信仰の自由と宗教的寛容の思想とは、ピューリタン革命における革命の諸過程と深くかかわっており、それが聖俗分離の思想を生み出して近代思想の形成に大きく貢献したことは周知のとおりである。この点については、すでにガーディナーの古典的な見解にはじまりジョーダンやウッドハウスなどの貴重な研究があり、わが国においても近年浜林氏のすぐれた研究があげられる。<sup>①</sup>ところでウェーバーの場合には、宗教的寛容についても見解を異にしており、寛容思想の源流を四つあげて説明するが、けっきょく、寛容を資本主義にたいする影響力という観点からみており、「宗教的寛容はけっして近代あるいは西ヨーロッパに独自なものではない。……とくに、政治経済的興隆期のホランドおよびゼーランドやピューリタンのイングランドならびにニューイングランドのようなピューリタニズムの支配していた地方では、寛容はおこなわれることむしろもつとも少なかったのである<sup>②</sup>」<sup>②</sup>と言明して、ピューリタニズムにはむしろ宗教的寛容を認めていない。ここにおいても、ウェーバー的視角からくる歴史認識の一面性が問われることになるのである

が、いずれにしても、われわれは、以下二つの章にわたって、ミルトンの宗教的寛容の主張がいかなる性格のものであり、それが近代思想の系譜のなかでどのような位置をしめるものであるかを明らかにしよう。

ミルトンの宗教的寛容論は、直接にはかれの長老派との乖離が表明させることになったものであるが、かれの福音的自由にもとづく信仰の当然の論理的帰結であり、したがってかれの寛容論は、福音による自由のみなざる宗教改革を実現させんとする実践にともなう理論であった。四三年以後のミルトンは宗教改革にたいする絶大な確信を有していたが、以前のようにそれが早急に達成されるとは考えなかった。なぜならば、ミルトンには、長老派の諸施策わけでも検閲制度とウェストミンスター宗教会議とはかれの云う真理を抑圧するものと思われたからである。「われわれがなした盟約 Covenants [=「厳肅な同盟と契約」——筆者]と抗議 Protestations [=「大抗議文」——筆者]、これはけっして主教たちを廃止することにはならず、ただ主教制度を変更したにすぎない<sup>③</sup>」。だから、ミルトンにとつては、「主教と長老とは名実ともいわれわれにとつて同一のもの<sup>④</sup>」であ

って、それゆえに「長老派による」宗教改革それ自体の改革 the reforming of Reformation itself」こそ必要だという認識に達したのである。かくしてミルトンは宗教改革の多難であることを悟った。けれども、変更を余儀なくされたのは改革への見通しだけであって、かれの改革への希望と確信は変わらず、むしろ多難な道であればこそ互の寛容によって真理の勝利する改革へ努力せんとしたのである。

『アレオバギティカ』に展開されているミルトンの寛容論は、かれの福音信仰の自由を守るためのものであって、決して宗教的相対主義によるものではない。すでにみてきたように、ミルトンにとって、真理はかつて主キリストとともにこの世に來たが、今では千々に散らされていまだ全部を見出ししていない。しかも長老派は真理を曇らせ、いまだ十分に知られていない真理を宗教会議の独断によって人々に強制せんとしていたのである。ミルトンは、宗教改革への道程において人々がなさねばならないことは、神から与えられた理性によって「來たるべき宗教改革にささげるべき新しい概念や観念を熟考し、探求し、思いめぐらし」<sup>⑥</sup>「真理の一片一片を組合せることである、と云う。だ

から、「すべてのものが強制されるよりも、むしろ多数のものが寛容されることの方が、疑いもなくより健全で、より慎重で、よりキリスト教的である。」「少しの寛大な分別と、わづかな相互の寛容とがあれば、それらはこのような努力をことごとく結合し統一して、一つの共通の同胞的な真理探求とすることができであろう。」と主張するのである。ミルトンにとって、福音によって示された法というもの、各人に内在し自発性こそ促してもけっして強制的に命令を下す法ではなかった。強制はミルトンの自由にとって対立するものでつねに真理を毀損するものであった。

ミルトンの寛容は、この強制を排除し、真理を真理たらしめるために、しかも福音のもとで真理の勝利の戦いに積極的に参与するために主張されているのである。

それでは、具体的にミルトンは現実に存在するさまざまな教派 sects や分裂 schisms をどの程度まで寛容するであろうか。『アレオバギティカ』においては教派や分裂について具体的な名称をあげていないけれども、ミルトンはすべてのプロテスタントの教派・分裂を寛容していると考えて誤りはない。ミルトンは教派や分裂を建築物におけ

る各構成要素と考えて、極端に不均衡ではないが各部分が適度に変化と多様性を有していることが、かえって建築物の全体を完全なものに構成する。』だから、偉大な宗教改革が期待されているとき、われわれは精神的建築においてももっと慎重かつもっと思慮深い建築家でありたい。」<sup>⑨</sup>と云う。悪魔はたしかに分裂につけ込むかもしれない。けれども、ミルトンにとつて、教派・分裂は「非本質的なことから」において見解を異にするだけで福音の本質においては根が一つであるから、むしろ悪魔の一団にあらゆる角度から斬り込むことになるのであって、宗教改革はかえって早く達成されるというのである。だから、ミルトンは「これらすべての教派や分裂と考えられるもの all these supposed sects and schisms からよりよき未来を期待しよう」とするのである。オウエンやクロムウェルなど「戦闘的タイプ」と云われる寛容論が、最後にはアナバプティストやクエーカーなどの教派を排除したのと比べるならば、ミルトンの寛容論の広さとその実践性とが目立つのである。

しからば、ミルトンの寛容論は包括的、無原則的なものであろうか。かれの寛容論があつた福音的信仰にもとづくか

ぎり、そのようなことはありえない。事実、「わたくしが言っているのは、教義 doctrine 上の点であらうと規律 discipline 上の点であらう」といづれを問わず、あい近接した相違あるいはむしろ非本質的なことから *indifferences* であつて、それらはたとえ多数存在しても、われわれがわれわれのうちに『平和の絆』を見い出すことができさえすれば、けつして『み霊の一致』を妨げることには及ばないからである<sup>⑩</sup>。あらためて説明するまでもなく、自由論において展開されたあの内在的な法ならざる法としての『平和の絆』に自発的に従うかぎりにおいて、非本質的なことがらすべてにわたる寛容が認められるのである。もちろん大前提は福音であつて、この福音のもとに自由とされたものはおのづから秩序形成的な自由を生きているのであるから、本質的なものは福音を犯すことにはならないのである。しかも注意すべきことは、ミルトンの云う「非本質的なことから *indifferences, things indifferent*」の規定である。「教義上の点であらうと規律上の点であらうと」「非本質的なことから」に入れられる。サーラックも云うように、ミルトンは「非本質的なことから」の領域を拡大したので

ある。本質的なことが福音とそれによる自由であり、教義や外的な法とその規律は、たとえ聖書にもとづくとしても、教派や各人によって解釈に多様性を有するものであってみれば、ミルトンにとつて、各教派の教義や規律はまさに非本質なものに入り、けつして強制されるべきものではなく、——強制は福音の真理と自由を消すものとしてミルトンのもつとも拒否するものであった——、各人の理性による判断——『平和の絆』に自発的に従つた——に任されるものであった。このようにみると、ミルトンのカトリックや国教会にたいする厳しい態度もうなづけるのである。「わたしはカトリックを寛容し、迷信〔＝国教会をも指す——筆者〕を公認せよと言うのではない。それらはすべて宗教と世俗の主権とを根絶するものであり、それゆえにそれ自体根絶さるべきものであるからである。」<sup>⑬</sup>ミルトンのブロードな寛容論をみると、われわれ現代人には、このカトリックと国教会にたいする排他的発言ははなはだ論理に矛盾するようにも思われるかもしれない。しかしながら、われわれは一七世紀の革命の思想状況のなかでミルトンを理解しなければならぬし、なによりも近代思想の起

点に立つて検討していることを忘れてはならない。ミルトンにとつて、本質的な福音を犯すものしたがって「不敬または邪悪であつて絶対に信仰または良俗に反するものは……これをだんじて許容できない」<sup>⑭</sup>のである。カトリックや国教会は、伝統を重んじ、世俗の権力に手を染めることによって福音の純粋性を潰しているからである。この批判は「聖俗分離論」によるものであるが、ミルトンが「聖俗分離」を必要とするのは、教会が福音の純粋性を守るため、教会が世俗的國家の権力を握つて墮落しないためであり、そのために教会が國家を分離すること、これがミルトンの云う「聖俗分離」であつた。<sup>⑮</sup>それではこの「分離」は、教会が國家にたいして絶縁することを意味するのであるうか。答は否である。福音は、ミルトンのピューリタニズムにおいて、人間に内在化し、人間を自由にし、自由への実践に起動させるのである。そして理性によって認識されるダイナミックな自然法——キリストの法にも等しいような——によつて市民的政治社會の形成に人間を参与させるのである。つまり、「分離」は、「自然法」の支配する社會と「キリストの法」の支配する教會とをはっきりと區別するが、

「キリストの法」は「自然法」をおおい、各人を「自然法」のもとでの実践へと起動させるのである。<sup>①</sup>ここに、みずからは福音に堅く立ちながら、しかもそこから社会形成的な実践におもむかざるをえない、ピューリタニズムの実践性があるのである。

かくてミルトンは、福音信仰に根ざししかも自由の実践の確立のために、ブロードな寛容論を主張した。このことと関連して付言しておかなければならないことがある。ミルトンがこのように自由のゆえにブロードな寛容論の持主だとしても、現実にはクロムウエルの擁護者であり、カルヴィニストの選良の貴族政治を説いた人物ではないか、という理解<sup>②</sup>がなされるからである。この点については詳しくは政治論の検討をまたねばならないし、本稿では触れられないのであるが、次の点だけは指摘することができる。ミルトンは四九年チャールズ一世の処刑後、クロムウエルの外国語書記官としてクロムウエルに協力した。けれどもそれは、ミルトンの考える宗教改革革命を遂行するためにしたものであって、原理的には早くからクロムウエルとは違っていたということである。たとえば、ミルトンの五一

年のソネットや五四年度の『英国民のための第二の弁護』におけるクロムウエルへの忠告<sup>③</sup>、あるいは、クロムウエル政権を批判したリルバインの著書にたいして政府から反駁文作成の命令があったとき、ミルトンがそれを拒否したこと、さらには五九年に出版した一連の論文がクロムウエルの独裁政治にたいする批判をも含めた聖俗分離の主張であること、などはクロムウエルとミルトンとの原理的違いを示すものとしてあげることができる。

① 浜林正夫氏の「イギリス革命における宗教的寛容の問題」(小樽商大『人文研究』、第二八輯、一九六四)は、ガーディナの定式化した三つのタイプを中心に宗教的寛容の問題を検討され、とりわけガーディナーが等閑に付している「戦間的寛容論」に歴史的意義を認めておられ教示されるところが多い。

② M. Weber, *op. cit.*, SS. 131-2. 邦訳、下、一〇四—一〇七(註三)但し引用部は S. 132. 邦一〇六—一〇七。

③ *Aetopagtica*, Works. pp. 540-1. [W. C. p. 306] 邦訳、四八。なおミルトンはこのパンフレットの二年後(四六年)、ソネットを作。て「新しい長老は大書されたかつての主教にすぎず」と云った。On the newfomers of Conscience under the Long Parliament. Milton's Poems, Sonnet XIII, Everyman's Library, pp. 80-1.

④ *Aetopagtica*, p. 539. [p. 306] 邦訳、四八。

⑤ *Ibid.*, p. 553. [313] 邦訳五八。

⑥ *Ibid.*, p. 554. [314] 邦訳、五九。

- ⑦ *Ibid.*, p. 565. [320] 邦訳、六七—一八。
- ⑧ *Ibid.*, p. 554. [314] 邦訳、五九。
- ⑨ *Ibid.*, p. 555. [315] 邦訳、六〇。
- ⑩ *Ibid.*, p. 556. [315] 邦訳、六一。
- ⑪ *Ibid.*, p. 565. [pp. 320-1] 邦訳、六八。
- ⑫ *Works*, vol. II, *Introduction*, by Strickland, p. 170. ただし「サーマックス」その理由を「ミルトンがこのノンプロットでは聖俗分離論を採用してないからだとしているが、この点は問題のあるところであって本章の行論が明らかにすることをなしている。」
- ⑬ *Op. cit.*, p. 565. [p. 320] 邦訳、六八。
- ⑭ *Ibid.*, p. 565. [p. 320] 邦訳、六八。なお「ミルトンがカトリックを批判するもの一つの理由は、かれの愛国心によるものであって、それは絶対主義的ナショナルリズムに對する議會主義的ナショナルリズムに立ちかへるべき。」
- ⑮ これは「ウッドハウスが「隔絶の原理 the principle of segregation」を呼称するべきだが (A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. [58])」ミルトンの云う「聖俗分離」の意図するものは、むしろ本来の意味の内容を示すものであって、「一般にわが国で理解されている國家が教會を分離するところを受けとり方は、一七世紀の史実にならわしくないと考えられる。A. D. Lindsay, *The Modern Democratic State*, chapter IV. 参照。
- ⑯ 「分離」がむしろこのように社会的実践を生み出す事情を「ウッドハウスは「類推 analogy」として「新しい影響の様式」と云っている。A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. [60]。
- ⑰ たとえば P. Zagorin, *A History of Political Thought in England*, London, 1952, p. 115.
- ⑱ Milton, *To the Lord General Cromwell*, May 1652.—Milton's

*Poems*, Sonnet XVII. Everyman's Library, p. 82. ; *The Second Defence*, *World's Classics*, pp. 393-403, esp. 398, 399, 403.

⑲ リルムーンの『インテラントの新しい鎖をあばく』の第二部が出た二日後(一六四九・三・二六)「ミルトンは反駁文の要請を受けたが、これを断つた。Don M. Wolfe, *Milton in the Puritan Revolution*, London, 1941, Appendix IV, p. 397. 参照。

なおウルフは *Liburne's Note on Milton-Modern Language Notes*, May 1941, pp. 360-3, にあつて「リルムーンが、かれの *As You Were* (1652) で「ミルトンの『第二の弁護』におけるクロムウェルへの忠告を称讃してゐることに留意し、リルムーンをそうせしめたのは「ミルトンの寛容のための妥協の余地のない堅固な立場による」(Wolfe, *ibid.*, p. 362) と記してゐる。

⑳ Milton, *A Treatise of Civil Power in Ecclesiastical Causes*, 1659; *Considerations touching the Libertiest Means to Remove Hivings*, 1659. など。

## 五、「寛容」とピューリタニズム

一六六〇年五月二五日、チャールズ二世は故国に上陸し王政復古は成立した。ミルトンが最後の政治論文『自由共和國論』を出版して三ヶ月も経たないうちのことであった。ミルトンの著作は焚書にされ、かれ自身も逮捕されたがのち赦され、以後政治的には沈黙を守らざるをえなくなつた。『樂園喪失』をはじめとして後期の三大詩を完成するのは

この時期である。もちろん革命の経験がそれらの詩にあつかつて力あつたことは言うまでもない。かれにおいて内在化した神は自由にもとづく実践をかれ本来の詩作においてなさしめたのであり、宗教的政治的自由の思想は放棄されたのではなかつた。宗教的自由についての発言の機会は王政復古後十二年目にしてようやく開かれるのである。チャールズ二世は王政復古に先だつて「ブレダ宣言」を發し、革命後の処理を議會に約束した。そのうち信仰の自由にかんする問題は容易に解決されえず、いわゆるクラレンドン法典のもとに国教会が復活し、非国教徒ディセンサーズを厳しく排除する政策がとられることとなつた。けれどもチャールズ自身はカトリックに反感をもち、みづから改宗した後に特免権を利用して七年三月「信仰自由の宣言」(Declaration of Indulgence)を發した。これはカトリック勢力を導入するものとして翌年議會によって撤回されたが、ミルトンにとつては得がたいチャンスであつた。それまで沈黙を余儀なくされていたかれが宗教についての見解を「真実な宗教、異端、分裂、寛容について、およびカトリックの増大にたいして用いらるべき最良の方策について(以下、寛容論と記す)」<sup>②</sup>

に託して發表したのである。審査律 Test Acts 制定の年、ミルトンが他界する一年前七三年のことであつた。失明と老令にもよるが簡潔にして要をえたこの『寛容論』は、もちろんミルトンの最後の散文であつて、出版年代からすれば時代的にはいささか隔っている感がないでもないが、その内容が、王政復古後一、二年にして完成したとみられる『キリスト教教義』に大差ないことから、すでに早くからミルトンの脳裏に準備されていたものと考えてさし支ないと思われる。そこにはミルトンの福音的自由の信仰が端的に表明されており、寛容論が原理的かつ具体的に展開されていることにおいて『アレオパギティカ』および五九年の諸論文の総括としての意義があり、われわれがこの小論を閉ずるにあつて取りあげるゆえんである。まずかれの定義からみてみよう。

真実の宗教——「神の言」「聖書」によつて教えられ信ぜられる神への真実の信仰と礼拝、「神が……聖靈を受けた聖職者たちによつて聖靈において、あるいはまた神自身の御子「キリスト」とその弟子たちによつて、福音において啓示し教えたもうたものである。」<sup>③</sup>

異端 heresy——「人間による伝統と神の言への粉飾 addition から生み出され信ぜられる宗教」、「聖書に公然と反対する意志と選択から生じる」、「カトリックこそ唯一最大の異端である」<sup>④</sup>。

教派 sects——「人々がほとんど誤ることがないと考える教師のために、もっぱらその教えに従う場合であり、偽りの教会たることもあれば真実の教会たることもある」<sup>⑤</sup>。分裂 schism——「教会における裂け目ないし分裂のこと

であり、この場合には教会はいくつかの会衆集団 congregations に分れることになり、偽りの教会になることもあれば真実の教会になることもある。しかしそれが真に必要とされるときには……聖なる交わり communion の破壊には至らない」<sup>⑥</sup>。

みられるとおり、ミルトンにおける真実の宗教とは、聖書と聖霊によって啓示された「キリストの神」への信仰であり、福音信仰そのものを指している。ところで注意をひくのは教派と分裂についての評価で、真偽いづれにもなる可能性のあることを指摘している点である。それでは偽りの教会は直ちに異端とみなされるかというと、そうではな

く、ミルトンは「異端」と「誤説 error」とを明確に区別し、教派・分裂の誤ちは異端と呼ばず、「誤説」の方に入れるのである。すなわち、

誤説——「聖書に反する意志はないが、聖書を正しく理解しようとする真剣な努力にもかかわらず、聖書を誤解している場合」。聖書を信仰の基準として全身全霊をもって聖書に聴かんとしているかぎり、「神はたしかにわれらを赦したまうのである」<sup>⑦</sup>。

そして具体的には、「ルター主義者」は聖体共在説 substantiation を信じている点<sup>⑧</sup>、「カルヴィン主義者」は神を予定説のゆえに罪の創造者となしている点、「アナバプティスト」は幼児に洗礼の権利を認めないこと<sup>⑨</sup>、「アーリアンとソシニアン」とは三位一体に疑義をさしはさむことにおいて<sup>⑩</sup>、「アルミニアン」は自由意志を恩寵に対立させていること<sup>⑪</sup>、などの教義上の差異や誤説を指摘しつつ、それでも、これらすべてが聖書にかんするかぎり直接それに反するものではないと断定する。したがって、「もしかしたらがどの範囲まで寛容されるべきであるか」とたづねられたなら、わたくしは疑うところなく、全プロテスタントなる

ものに等しくと答える」と言明する。ここにおどろくべきブロードな寛容論をみるのであるが、この点は『アレオバギティカ』以来一貫したものであり、ミルトンは、王政復古の時期においてもなおかつ、革命の進行とともに分裂していったピューリタン各派を、それぞれの教義や社会的要求や階層的立場のちがいにみかかわらず、依然として「福音」という同一地盤において寛容し統一せんとしているのである。しかも「相互に寛容であり愛し合うこと」が、カトリックを無効にする一つの方法であると言ふ。寛容こそ真理を真理たらしめ、真理を勝利せしめるものである——これは『アレオバギティカ』での寛容論の本旨であった。これは革命後も変ることなく受け継がれ、ミルトンは真理「キリストの神」の究極における勝利を信じてやまないのである。しかも、真理の勝利は、傍観して待たれるものではなく、全プロテスタントがそれぞれの場で真理の戦いに実践的に参与することによって、より速かに得られるものと考えられていた。さらに、ミルトンは「聖書にもとづいている教義の論争点をも寛容すべきである」とし、依然として「非本質的なことがら」の領域を広げているが、そ

れは、教義や規律が「ひとたび強要されることになれば、それは命令とか禁令となり、結果的には神の言に反する粉飾となる。」という理由にもとづくものであって、ここには熱狂に走ることもなく、セクトの独善にも陥らず、福音の本質に堅く立つさめた眼——盲目になつてはいるが——をもつたミルトンが立っているのである。

以上、ミルトンの宗教的寛容論をみてきたのであるが、原理的に明解にかつ当時の寛容論者の中ではもつともブロードに主張するミルトンの寛容論は、いつたいどのようなタイプに属するのであろうか。人間性と理性を尊重するミルトンではあるが、宗教的相対主義ないし包括主義とは全く異なるゆえに、ルネサンス型には属さない。宗教改革型ないしセクト型の代表たるウィリアムズは一六七六年にクエーカー批判を書いているし、このタイプが各自のセクトに逃避的でないわゆるモンロー主義的な面を有することから考えて、ミルトンの寛容ははるかにブロードである。また、クロムウェルなど戦鬪的タイプが、ピューリタン左派を排除し聖俗分離を不徹底にした本質的弱さを持っていたのにたいし、ミルトンはクロムウェルに協力しながら——これ

はミルトンの広範な寛容ゆえの協力である——も、基調において見解を異にしていたのであって、このタイプとも違うことになる。ここでわたくしはもう一つ別の類型を作ろうという意図はない。問題は、寛容論が真に寛容論たるには、その論者があの「福音による再生」<sup>1</sup>「キリスト者の自由」というものをいかに理解し、その自由をいかに生きていたかという点にかかっている。この原点をぼかし寛容論の論拠を別のものに求めるとしたら、それは一面的な寛容に終り、少くともわれわれがここでいう宗教的寛容を全うすることができないのではないかと思うのである。ミルトンの宗教的寛容論は、かれのピューリタニズムにおけるこの福音信仰の原点から出たものであった。しかも、そこから自由にもとづくアクティヴな社会形成的実践性が生み出されていったのであり、寛容の主張もそのためになされたのである。ところでウェーバーの場合であるが、かれのいうカルヴィニズムもこの「福音による再生」という原点に立つことには違いない。けれども、あの戦慄すべき救済予定説においては、神は超越的・非情なものと考えられており人間に内在化するものではなかったし、そのこ

とによって、自由は背後に押しやられてしまい、自由にもとづく実践性もふさわしい位置を与えられてはいないのである。だからこそウェーバーは、ピューリタニズムに寛容をほとんど認めなかったのであり、ミルトンの自由にもとづくピューリタニズムを排除してしまつたのである。これにたいしてミルトンは、あくまでも福音信仰の原点に立つて自由と寛容を主張し続けた。ミルトンにおけるピューリタニズムの神は、「再生」によって各人に内在化し、各人の内にあつて自発的かつ自律的な実践を生み出すよう、つねに働きかけるものであった。それは市民的政治社会の形成に起動させるものであり、それゆえに、ピューリタンは近代社会成初期において民主的な政治理念を生み出したのである。なお、ミルトンの寛容論は、その基調においてはのちのロックの寛容論に通ずるものがあり、革命後の諸思想がロックに収斂ないし習合すると云われる思想的系譜の問題において、寛容論にかんするかぎり、ミルトンの寛容論がロック寛容論の原型をなしていると言えなくもないのである。なぜなら、ミルトンの寛容論は、あの三つのタイプの寛容論をすでに総合かつ止揚しているとも思われ

るからである。それにしても、この小論はミルトンの政治論・神学論ならびに『樂園喪失』などの著作にはふれられていない。ミルトンの思想的ケルンを明らかにしたわたくしは、ミルトンの政治論を検討し、かれの実践的課題である市民的政治社会がいかに考えられていたかを、別の機会に明らかにしたいと思っている。

① *Paradise Lost*, 1667. 藤井武訳『樂園喪失』岩波文庫三巻。

*Paradise Regained*, 1671, *Samson Agonistes*, 1671. 中村為治訳『闘技者サトーン』岩波文庫。

② *Of True Religion, Heresy, Schism, Toleration; And What best Means may be used against the Growth of Popery*, 1673. — *Milton's Prose Writings*, Everymans Library, rev. ed., 1958, pp. 132-141.

③ *Ibid.*, p. 133.

④⑤⑥⑦ 共に *ibid.*, p. 134.

⑧⑨⑩⑪⑫ 共に *ibid.*, p. 134.

⑬ *Ibid.*, p. 135.

⑭ *Ibid.*, p. 136.

⑮⑯ 共に *ibid.*, p. 13.

⑰ ここでわたくしは『寛容論』におけるカトリック批判にはふれなかったが、論点は世俗の権力を有する墮落にむけられ政俗分離が主張されている点で『アレオバギテイカ』と同じである。一つ注意をひくのは「ローマ教皇がこの混同された権力でもって、……イングランドの教会で国家にたいする権力を主張し……スバイと手先を使って王と議会とを一度に破壊しようとする」(*ibid.*, p. 137)というとき、ミルトンが当時のカトリック勢力の動きや「信仰自由の宣言」の意図までも見抜いていたことがうかがえる。ここにミルトンの議会主義的ナミニアリズムにもっとく愛国心がうかがえるのである。

(京都大学研修員 酪農学園大学講師)

## A Study of the First Yamamoto 山本 Cabinet

by

Shiro Yamamoto

The first Gonnohyoe Yamamoto 山本権兵衛 Cabinet (1913-14) was evaluated as the administration of the Satsuma 薩摩 faction united with the Seiyukai 政友会, or the administration of the Satsuma faction in place of the Choshu 長州 faction in its form; therefore, his policy was often discussed from the viewpoint of prevention from the popular revolution, with laying stress on either the Satsuma faction or the Seiyukai in having influence on the administration; still more, his policy which accepted the popular opinions was sometimes evaluated as a camouflage to execute the imperialistic policy equal to those of any other cabinets, with a serious view of the pressure of the Taisho political change.

This article, standing on the viewpoint that the old order was disturbed at the growth of the bourgeois power in the development of Capitalism and it was the time when the policy should reorganize the order, is to demonstrate that this cabinet tried to establish a new political power.

## Puritanism and Liberty in John Milton

by

Masayasu Inoue

By Max Weber, John Milton was excluded from Puritanism as a peculiar person, *Einspänner*. On the other hand, Milton has been regarded as one sort of the humanist thinkers. These estimations are chiefly depended on the facts that Milton considered humanity right, attached importance to human reason, and laid stress on liberty. This essay is to make clear the position of his thought by the examination through his Reformation tracts, "*Areopagitica*", and "*Of True Religion*". In short, Milton did not accept Puritanism and Renaissance Humanism as the alternatives, and his God was neither transcendental nor metaphy-

sical, but such as functioned within a human being, then transformed him from within, and therefore move him to do practical action. Thus we can see another practical and active Puritanism in Milton, as distinguished from Weber's Puritanism.

## On the Relation between Kokufu 国府 and Jōri 条里 System

by

Ryo Kinoshita

In ancient Japan, Kokufu 国府, capital of local administration, occupied a square area with an average of 8 to 6 square-chō 町 and in its interior had a chessboard pattern of one chō square. On the other hand, Jōri 条里 system, also executed as rural planning at that period, showed a similar chessboard pattern. Prof. Yonekura, Jiro 米倉二郎 published the assumption that Kokufu might be established on the intersecting points of borderlines in every 6 chō. This article is to restore the ancient plans of Kokufu in Awa-Shikoku 阿波, Awa-Kanto 安房, Buzen 豊前, Harima 播磨, and Bizen 備前, according to the remains and other various sources except for those of Jōri, and then to examine their relations with Jōri and with the outline of other remains of Kokufu using some achievements of other students. The result is as follows:

(1) On the direction of the partition lines of the land both in Kokufu and in Jōri;

a) When the lines of Jōri do not run from north to south, those of Kokufu often do.

b) When the lines of Jōri run from north to south, those of Kokufu often do, too; but they run to the different direction according to the purpose. This is due to the fact that Kokufu should be constructed, as a rule, facing to the south like the Capital's castle, while Jōri does not always run precisely from north to south as it follows the inclination of the land surface for irrigation; upon these facts, in the Jōri region, we can sometimes find the site of Kokufu discerning particular section of the land where parcels show different direction from Jōri system around it.

(2) On the relation of the situation of Kokufu to the border line of